

令和3年度 第19回 横浜市環境影響評価審査会 会議録	
日時	令和4年1月12日(水) 9時40分～11時07分
開催場所	横浜市役所18階 みなと1・2・3会議室
出席委員	奥委員(会長)、菊本委員(副会長)、酒井委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、横田委員
欠席委員	上野委員、押田委員、片谷委員、五嶋委員、田中稲子委員、田中修三委員、宮澤委員
開催形態	公開(傍聴者 2人)
議題	1 みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 計画段階配慮書について 2 (仮称)関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について 3 アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書について
決定事項	令和3年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する
<p>議事</p> <p>1 令和3年度第18回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定した。</p> <p>2 議題</p> <p>(1) みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 計画段階配慮書について</p> <p>ア 意見聴取依頼</p> <p>イ 質疑、特になし</p> <p>ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥会長】 はい、御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に対しまして、委員の方から御質問、御意見ございましたら、お願いしたいと思います。御発言される方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、中西委員、どうぞ。</p> <p>【中西委員】 はい、御説明ありがとうございました。非常にこの周辺、既に開発が進んでいる地区だということもあるので、周りのイメージができることがかかなりあると思いますが、歩行者のウォークビリティの観点から2点ほど指摘させていただきたいと思います。</p> <p>キング軸があるということで、キング軸に配慮した計画をかなり意識されていることは読み取れて、それ自体は結構なことだと思っております。そこのデザイン性といいますか、設計上、歩きやすさというのを、動線だけではなく、デザイン的にも気をつけていただく必要があると思っております。その意味で、説明資料だと60枚目のスライドになるかと思いますが、(配慮内容の)「立体的な歩行者ネットワークを形成する」というのが、「配慮事項(9) 運輸部門における二酸化炭素排出抑制」という項目に区分されているのは、違和感がありまして、これは、これによって車の交通が減るといった類のものでもないというふうに思いますので、この配慮内容自体は大事なのですが、この項目に区分されているということは違うのではないかなと思っています。では、どこにあるべきかという意味では、実は既に入っていて、65枚目の「配慮事項</p>	

(14) 歩行者の安全の配慮」というところに入っているとは思っていますが、ちょっとこれも魅力とかですね、(配慮書 p. 125 の)「安全性」、「利便性」というかなりプリミティブなところに留まっているので、若干表現に違和感はありますが、こちらの表現の中に集約する方がいいのかなというふうに思います。配慮書としてはですね、それが1点目です。

それから、2点目はですね、この中に入れ込むのは難しいのですが、キング軸の配慮について、15メートルということで1階部分がキング軸、それから2階のペデストリアンデッキはそこに横に並ぶ動線という位置付けで別扱いなのかもしれませんが、おそらく1階と2階、立体的に使われて、初めて動線としてより有効になるかなと思いますので、その1階と2階の軸としての移動しやすさということに配慮するというのを、この配慮書に入れるべきか難しいのですが、その計画として御検討いただければというふうに考えております。この2点です。以上です。

【奥会長】 はい、2点、御指摘ありがとうございます。最初の点につきましては、まさに配慮書には記載されているところではあるのですが、重複して記載されていても問題はないかと思っておりますけれども、特に2点目について、事業者の方から御回答いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

【事業者】 それについて回答させていただきます。キング軸の2階の部分と1階の部分の移動のしやすさというところでよろしいでしょうか。

【中西委員】 はい。

【事業者】 基本的に、2階のデッキレベルというのが、横浜駅の方からずっと繋がってきてまして、先行する54街区、53街区の両側に歩行者デッキがあります。それが今回計画する52街区で合流して、東側の高島中央公園方向に抜けていくというような形、構成になっています。その2階デッキレベルは、そのような形でキング軸に沿って、安全な歩行者空間として形成されています。

1階レベルの歩行者空間としますと、もともとの配慮書の11ページに配置図がございますけれども、東側に歩道状空地をとっており、南側には同じように歩道状空地やポケットパーク、それから(西側の)53街区との間には通り抜けられる散歩道のような部分がございます、それらが地上1階の歩行者空間として大きな要素になります。

2階のデッキレベルとの接続という意味では、やはり配置図(配慮書 p. 11)上、南側に階段状のものが表現されていると思うのですが、大階段を設置しています。それから、53、54街区側の方にも西側に大階段が設置されてまして、その他にエスカレーターもございます。

そのような形で、大階段を通して2階のデッキレベルと地上が接続されて、全体的に3街区一体の回遊性を生むような構成となっています。

以上のような説明でよろしいでしょうか。

【中西委員】 はい、ありがとうございます。御説明、分かりました。私も勘違いしておりました、今52街区だけの話なので、53、54の方も踏まえて指摘しましたところがありましたので、52街区の設計としては、今のようなお話で了解いたしました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。他の委員の方からも、御意見ござい

ましたらお願いします。はい、藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】

はい、御説明ありがとうございました。小川の件でお伺いしたいのですけれども、小川を設置するということで、「生物多様性」にも配慮したという御発言があったのですが、実際に小川をどのような形状にするか、今の段階で、もし分かっていたら教えてほしいということと、水際の植栽まで考えられているかどうか、分かっていたら教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【奥会長】

はい、お答えをお願いいたします。

【事業者】

はい、こちらについて回答させていただきます。小川については、アートガーデンの中に計画されているのですけれども、やはり先程の配置図（配慮書 p.11）上、水色で塗った部分が小川を想定しております。ただ、ここが開発の許可は必要なものにならないように、あまり深さのあるものは基本的には計画しないのですけれども、その小川の周辺にも、いろいろな生物が生息できるような植栽を設けながら、生物多様性に配慮した全体的な構成をしていきたいというふうに考えていまして、中高木に関しても、鳥とか蝶とかですね、そういったものを誘引するような樹木を配置するなど、そういったところに配慮しながら、今後計画していきたいと思っております。まだ今は詳細計画の段階ではないのですけれども、そのようなところに配慮しながら進めていきたいというふうに思っています。

【藤井委員】

ありがとうございます。生物多様性に配慮していただけるということなので、単純に水を流すということではなくて、例えば流水域を作ったり、止水域を作ったりというような、ちょっとした変化をつけるだとか、水際の植栽であるとか、鳥類だけでなく、多分トンボとかそういうものが入ってくると思うので、是非そういう面も含めて、計画を立てていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。只今の御意見も踏まえて、詳細計画を作られる際には、御配慮、御検討、お願いいたします。

【事業者】

はい、分かりました。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。それでは、田中伸治委員、お願いします。

【田中伸治委員】

はい、御説明ありがとうございました。私から「交通」のことで御質問したいのですが、スライドの30枚目で「関連車両の走行ルート」の図はあったのですけれども、合わせて「工事用車両の走行ルート」がどのようなになっているか、又、敷地への「工事の車両が搬入搬出を行う出入口」がどのような配置になっているかについて、教えていただきたいと思っております。それが1点です。

それと、近くに小学校があって通学路もあるというお話もあったのですけれども、通学路はこの図の中で、どの位置になるかというあたりも教えていただければと思っております。以上です。

【奥会長】

はい、お願いいたします。事業者の方、御回答をお願いします。

【事業者】

清水建設です。今の御質問に対して、2点、御回答いたします。まず1点目の「工事中の車両のルート」ですけれども、スライド30ページ目の「関連車両の走行ルート」と基本的には同じルートを考えております。ゲートにつきましては、今後、関連行政機関との協議にもよりますけれ

ども、基本的には、西面には 53、54 街区が設置しており道路と接しませんので、北面、東面、南面、各々にゲート設置を計画しております。それらに関しましては、今後の行政との協議によるかと思っております。

2 点目の小学校の登下校のルートですけれども、今、弊社の方で伺っておりますのは、この敷地の南側のルート（すずかけ通り）を小学校の生徒が通られるというふうに伺っております。先程、ゲートを南側にも設置を計画していると申しあげましたので、直接的に影響が出てくるのは、おそらく南面のゲートになるのかと考えております。それらに関しましては、誘導の際の子供たちへの配慮の徹底等々、十分、安全に配慮した形で対応したいと思っております。以上でございます。

【奥会長】 はい、田中委員、どうぞ。

【田中伸治委員】 はい、分かりました、ありがとうございます。お聞きしたかったことも答えていただきましたので、ありがとうございます。

【奥会長】 はい、大丈夫ですか。ありがとうございます。藤倉委員が 10 時 20 分頃に退出されるというふうに伺っていますが、何かございますか、藤倉委員、退出される前に。

【藤倉委員】 特にないので、結構です。

【奥会長】 はい、分かりました。それでは、横田委員、その後に菊本委員、お願いいたします。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。（配慮事項の）5 番の「グリーンインフラ」と 6 番の「生物多様性」に関して、質問させていただきます。

5 番の方ですけれども、雨水を植栽の散水に利用するということが書かれていますけれども、こちらの雨水排水と緑地との関係をどういうふうに考えられているのかということをお伺いしたいと思います。内水氾濫のリスクの軽減のために、植栽の基盤層を活用して雨水を貯留するのか、あるいは雨水貯留槽と合わせて緑地を作るのか、それから、キング軸のグリーンインフラ化ということに対してどのようなお考えがあるのか、そういったところをお伺いしたいと思います。

2 つ目の「生物多様性」なのですけれども、蝶の調査をしていたことがありまして、周辺の高島水際線公園ですとか、臨港パークといったあたりが、1 つの大きなネットワーク軸になっていて、そこから周りから、高島中央公園などを経由して街路樹を使って生き物の移動が観測されたりします。その中で、比較的防風植栽となるような常緑樹を使う生き物と、街路樹や公園の落葉樹を使う生き物というのが、混在しているので、うまくそういった既存のネットワークを把握して、計画していただければと思います。一般社団法人横浜みなとみらい 21 さんの方で、水と緑の生き物ガイドブック作りみたいなこともやっております、そういう活動拠点なんかにもしていくようなソフトプログラムも、是非検討いただきたいなというふうに思っています。今の段階で何かの考えがあればと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。大きく 2 点ですね。では、事業者の方、御回答をお願いいたします。

【事業者】 回答させていただきます。まず、雨水貯留を植栽にどのように散水に使うかというあたりで、基本的には、オフィス棟の屋上とかキング軸沿いの 2 階のデッキレベルの雨水を、集水して地下の雨水貯留槽に溜め

て、それを植栽に活用するという形を考えています。植栽の土壌の部分とか、そういった下の部分で貯留していくというようなことも、今後、詳細的には検討していきたいというふうに思います。

それから、キング軸のグリーンインフラ化ということで、大きな緑量のある緑は南側のアートガーデンで設けるのですけれども、キング軸上にも高さ6メートル、7メートル位の規模の中高木を植えていくことを計画していますので、そちらも含めて生物多様性の場になってくるかなというふうに思っています。また周辺の、仰せの通り、規模の大きい緑地との連携ということについても、今後よく考えながらどういった形でそれぞれの緑地が連携していけるのかといったあたりを、研究しながら進めていきたいというふうに思います。

【横田委員】

ありがとうございます。グランモール公園のグリーンインフラ、御存知だと思いますけれども、横浜市の好事例がございますので、そういったものを参考にしながらキング軸にも是非適用を検討などしていただいて、特に、マウンド空間が結構、水辺を作ると、水を流すためにマウンドで結構地形のアンジュレーションが出てくると思います。そうすると、水と逆に分断され、雨水が、人工面と緑地面の間で境界が出来やすくなるので、そこをうまく処理していただいて、表流水が溜まらないような環境作りとかを配慮していくといいのかなと思います。

あと、流域治水の協議会が帷子川などでも立ち上がっていたりして、こういった緑地を、今後そういった都市モデルの利活用の中として使えるような環境作りを、是非していただければと思っております。はい、以上です。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。是非、只今の御助言を参考に計画をしていただければと思います。それでは、菊本委員どうぞ。

【菊本委員】

はい、私は「地盤の液状化」に関することでお伺いしたいと思えます。まず48枚目のスライドのところでは、この計画区域は液状化可能性はかなり低いという判定になっていて、それがまず良かったと思うのですけれども、69ページ目（配慮事項(18)）の「地震に対する液状化」なり「災害に対する安全性の確保」のところ、実施したボーリング調査結果により地盤状況をしっかり把握しと書いてあるのですが、これはもう既に実施されてデータがあるものなののでしょうか。そちらについて、まずお伺いしたいと思えます。

【事業者】

既にボーリング調査を一度行っております。当初10ヶ所ぐらい行ったのですけれども、やはりこの辺の地域はですね、支持地盤に高さの変化があるものですから、今、更に追加でボーリング調査を行っているところで、その辺の結果を踏まえて、今後の設計に活かしていこうというところでございます。

【菊本委員】

分かりました、ありがとうございます。液状化のマップですね、48ページ目にそのスライドで示していただいたもの、あれは2012年に作成されて発表されたものというふうに添付の参考文献のところに載っている（「横浜市地震被害想定調査報告書」（横浜市、平成24年10月））と思うのですけれども、2019年にこの近くの高島中央公園との間ぐらいの所でボーリング調査をやられているようで、それを見る限りだと、N値が10以下の地盤になっていて、地下水位も結構高いですし、もしかしたら、きちんと評価すると「液状化する可能性がある」との判定になるかもし

れないので、ボーリング調査を行っておられるようでしたら、液状化の判定も行っていたきたいと思います。特に、2017年に道路橋示方書が改定になっていて、液状化の判定に関して、特に粘土分とかシルト分の液状化に対する影響というのが見直しになっていまして、ボーリング調査を行われているということですから、そのデータを使って計算できると思いますので、できれば評価を行っていただければと思います。以上です。

【奥会長】

はい、いかがでしょうか。

【事業者】

はい、分かりました。今回の計画の建物が、基本的には、南側のアートガーデンを除くと、コンクリートの建築物構造体の状態で覆われる部分がかかなり多くて、恐らく液状化を気にしなくてはいけないのが、東側、南側、53街区との間の散策路であり、その辺りのところは、おそらく、インターロッキングとか、そういったブロック系のものの舗装になると思うのですが、そういった外周部において、液状化の可能性はちょっと考慮しながら計画する形になるかなというふうに思います。

【菊本委員】

分かりました。杭基礎の構造物は、基本的に抜け上がりぐらいしかないと思いますから、構造物自体は大丈夫だと、今の御説明でそういうことだと思うのですけども。

【事業者】

はい。

【菊本委員】

計画区域内に杭基礎でない構造物がおそらくいくらかできると思いますので、御検討いただければと思います。以上です。

【事業者】

はい、分かりました。

【奥会長】

はい、ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。はい、酒井委員どうぞ。

【酒井委員】

スライド45ページの「洪水の際の浸水のおそれのある区域」の図について、配慮書では96ページですが、記載の仕方が違って、帷子川の周りのオレンジの斜線の凡例が記載されていなくて、（オレンジの斜線の）意味がよく分からないのです。

【奥会長】

配慮書ですと、96ページですね。95、96ですね。

【酒井委員】

96です。

【事業者】

すみません、御質問の内容といたしましては、今のスライドの説明だと分かりにくかったということですか。

【酒井委員】

スライドP.45と配慮書96ページの図では違う、まず凡例が違います。

【事業者】

凡例はある…。

【酒井委員】

同じ図ではないです。

【事業者】

御指摘ありがとうございます。こちらの方が前の95ページのところで配慮書と凡例の順番が違うのですけれども、一応こちらの方の計画規模での洪水ハザードマップということになります。

【酒井委員】

なるほど、それでも違う。

【奥会長】

図が違うということですよ。

【酒井委員】

そうしたらますます違う。帷子川沿いのオレンジの斜線の区域について、45枚目のスライドでは説明がないです。浸水のこの図を見ると、浸水想定区域の中に数字で表現されている3つのカテゴリーの他に、浸水のおそれのある区域というのが示されていて、それが斜線になっています。

- 【事業者】 すみません、こちらの誤解でした。御指摘の通りになります。スライドの方の凡例が間違っておりました。お詫びいたします。
- 【酒井委員】 帷子川の周りの斜線というのは、何を意味しているのですか。
- 【事業者】 こちらの方は河川の氾濫区域だと思います。こちらの方、申し訳ありません、今、手元に情報がないので、こちらの落ち度です。また詳細を調べて御報告させていただければと思います。
- 【酒井委員】 偶然、不整合について気がついたのですけども、他の部分についても、今の説明と、それから配慮書本体で書いてあることの整合性のチェックをしていただいた方がよろしいのではないかというふうに思います。
- 【事業者】 分かりました。注意いたします。ありがとうございます
- 【奥会長】 はい、只今、御指摘のあった点を含めて、改めて精査をしていただいて、配慮書の方も、特にこの斜線の区域が何を意味するのかという説明は特に無いようですので、そこも情報としては欠落しているかと思えますから、またお調べいただいた上で、訂正内容をお示しいただければと思います。
- 【事業者】 分かりました。
- 【奥会長】 はい、お願いいたします。酒井委員、ありがとうございました。他の委員の方はいかがでしょう。一通り御発言いただいたかと思えますけれども、よろしければ私から2点ございます。
- 1点目は、現地視察の段階でも確認させていただいている点ではあるのですが、改めて審査会の場でということで、65枚目のスライド、配慮書です17ページになるのですが、「熱源計画」のところの御説明で、地域冷暖房プラントについては、横浜市と確認をさせていただいて工場立地法上の特定工場には該当しないということで、その記述は配慮書の方で記述を修正するというそういう御説明でした。配慮書の17ページかと思えますが、「※3」の「工場立地法の特定工場に該当しません」というふうに修正されるということはいいのですけれども、この「※3」の注の中には、「地域冷暖房プラントが市のアセス条例の対象事業規模に該当しないので条例アセスの対象外です」という記述がございまして、それはそのままということだと思います。ただ、この冷暖房プラントは、この事業計画の一部を構成しているもので、ですから、この事業計画全体としては、今アセスの手続きに乗っているんで、このプラント単体では条例の対象外ではありますが、この事業計画の一部をなすものとして全体としては、アセス条例の手続きに乗っているという、そういうことになろうかと思えます。そういう意味からすると、「※3」の記述の仕方はちょっとミスリーディングですので、ここも合わせて改めていただいた方がいいかなというのが1点です。
- それと、もう1点は、スライド48でもいいのですけれども、「日影」の影響についてなのですが、東側に住宅、マンションがあり、高島中央公園もあるので、そちらに配慮して、高層建築物については北側に配置すると、そういう御説明があったかと思えます。高層建築物の北側に、道を挟んですぐ隣に、アンパンマンミュージアムがあったと思いますが、そちらについての「日影」の影響というのはどのようになるのか、ほぼ一日中、日陰になるのかなというふうにも想定されるところですが、そ

こへの影響はどのようになるか、教えていただければと思います。以上、2点です。

【事業者】

まず、日陰につきましては、今回の計画建物の中で、一番北側のゾーンに、高層棟、180メートル近い高層棟が建ってくるわけですが、敷地の幅一杯ぐらいに建ちますので、その日陰の影響が当然あります。住宅街、住宅ゾーンとか、東側の公園に対しては、この敷地の中でオフィス棟を建てるには一番いい場所になっていると思います。確かに、御指摘のように、アンパンマンミュージアムに関しては、真北にございまして、高層棟の幅とほぼ同じような位置に入ってきますので、日陰の時間帯とすると、御指摘の通り、かなり長い時間は日陰になるかと思いますが、ただ、商業地域でもあるということと、それでも朝方と夕方に関しては日が入ってくるという状況になるかと思いますが、日陰については以上のような形です。

すみません、1点目の御指摘、地域冷暖房プラントが条例アセスの対象外であるという記述についてですが、こちらの方については事業の種類としては特定工場に該当しないということの御説明のつもりでしたので、事業全体としては含めるという形で、排出ガスへの配慮ですとか、騒音に対する配慮などについては、配慮書の方に記載させていただいている通りです。御指摘いただきました点につきましては、文章も今一度検討して、修正の方を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【奥会長】

はい、ありがとうございました。先程の「日影」についても、大体、朝と夕方には北側にも日が射すだろうというお答えでしたので、もしその辺がもう少し正確に分かるようであれば、情報をいただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

【事業者】

はい。

【奥会長】

他はいかがでしょうか、よろしいでしょうか。はい、それでは、一通り御意見を頂戴いたしましたので、どうもありがとうございました。追加で御質問等が無いようでしたら、事業者の方との質疑応答はここまでとさせていただきます。

事業者の皆様、どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退室)

## オ 審議

【事務局】

事業者、退室いたしました。

【奥会長】

はい、分かりました。では、審議に入ります。御質問、御意見、追加でございましたらお願いいたします。よろしいですか。今回は配慮書の段階ですので、諮問、答申という形ではなく、審査会の意見を聞くということになっています。審査会の意見を聞いた上で、配慮市長意見書を作成するという、そういう手続きになっておりますが、よろしいでしょうか、御意見等は…。大丈夫ですね。はい、それでは本件に関する審議はこれで終了といたします。

事務局に確認いたしますけれども、本日の審議を踏まえて、本件に関する配慮市長意見書の案を事務局には作っていただくということになり

ますが、酒井委員から御指摘いただいた点、それから日影についてももう少し正確な情報があればということで、一部宿題を事業者の方には出させていただいていますので、そちらを確認した上で配慮市長意見書案を作るということにいたしますか、それとも同時進行でやるかどうか、今後の流れを確認させていただきます。

【事務局】

はい、事務局でございます。本日いただいた宿題とともに、欠席委員の方が何人かいらっしゃいますので、そういう意味ではいつも通り欠席委員の方にもお伺いいたしまして、もし御質問等があるようでしたら、そこも纏めていきたいと思っております。それらを反映しまして、市長意見案を作成していきたいと思っております。

また、会長から御指摘ありました日影の問題ですが、第2分類事業の高層建築物の建設ですので、判定の段階で、詳しいデータ等、その辺りお示しするというのが通常かなと思っておりますので、その宿題については、今回というよりは次回の判定の手続きの中でお示しするという方向に、事務局としては持って行きたいと考えております。

【奥会長】

はい、分かりました。日影についてはそれで結構かと思っております。

それでは、今日御欠席の委員の方にも御意見を聞いていただいて、それも踏まえて、次回この案件について審議をする際に、配慮市長意見書案を事務局の方で準備したものを提示していただくという、そういうことになりますか。

【事務局】

はい、今のところの予定なのですけれども、できれば今日いただいた宿題について事業者側も手直しするとおっしゃってございましたので、その辺りを纏めて、もし説明できるようであれば、配慮書段階ですので事務局から纏めて今の段階ではこういう回答ですという形で御説明しようかなと考えております。

【奥会長】

分かりました。事務局から御説明いただいて、配慮市長意見書案も示していただくということですね。

【事務局】

はい、左様でございます。

【奥会長】

はい、分かりました。では、そのような流れになりますので、委員の皆様、よろしく願いいたします。

## (2) (仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書について

ア 追加質問等に対する事業者見解を事務局が説明した。

イ 質疑、特になし

ウ 配慮市長意見(案)について事務局が説明した。

エ 質疑

【奥会長】

はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問等はございますか。

これまでいただいた御意見が適切に反映された案になっていますでしょうか。いかがですか、大丈夫ですか。特に御意見はございませんでしょうか。

本日、御欠席の委員の方にも確認をしていただいて、その上で、配慮書の手続きですので、答申という形はありませんけれども、審査会の意見を十分に踏まえた上で配慮書市長意見書として作成をしていくということで、事務局にはお願いしたいと思います。よろしいですか。

- 【事務局】 はい、欠席委員にも確認したいと思います。了解でございます。
- 【奥会長】 はい、よろしく願いいたします。今映っています全般的事項の3つ目のポツにある「相互に事業者間で」というのは、「隣接する計画の事業者との間で」という意味ですか、「事業者間で」というのは。
- 【事務局】 隣の旧市庁舎街区の事業者を意味しています。
- 【奥会長】 旧市庁舎街区ですよ。それを入れていただいた方がいいかもしれません。「事業者間」というのは、どの事業者かを指すのかが、この文書だけだと分からないので。
- 【事務局】 分かりました。では、場所を明記したいと思います。
- 【奥会長】 では、よろしいでしょうか。委員の皆様ありがとうございます。では、本件についての審議は以上となります。

(3) アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 第2分類事業判定届出書について

ア 答申(案)について事務局が説明した。

イ 質疑

- 【奥会長】 ありがとうございます。ただいまの説明について御質問等ございますか。大丈夫ですね。特に御意見ないようでしたら、答申としてはこの内容で確定をさせていただくということでよろしいでしょうか。
- 【委員一同】 (賛同の様子)
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。それでは、これで確定をさせていただきます。では他に、御意見等がないようでしたら、本件に関する審議はこれまでといたします。本日の審議内容につきましては、会議録案で御確認いただくということでお願いいたします。では、本日予定されておりました議事すべて終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。
- 【事務局】 それでは、本日の審査については終了いたしました。傍聴の方は御退出をお願いいたします。(傍聴者退出)

- 資 料
- ・みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について(依頼)(写) **事務局資料**
  - ・みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 計画段階配慮書に係る手続について **事務局資料**
  - ・みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画 計画段階配慮書の概要 **事業者資料**
  - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 計画段階配慮書 横浜市環境影響評価審査会における追加質問等に対する事業者見解(補足資料) **事務局資料**
  - ・(仮称) 関内駅前港町地区第一種市街地再開発事業 配慮市長意見(案) **事務局資料**
  - ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業が環境に及ぼす影響に係る答申(案) **事務局資料**